



タックスアップデート

2014年10月



EY

Building a better
working world

要約

2014年8月25日付の Resolution 63/NQ-CP に関する税務条項を修正及び補足するため Decree 91/2014/ND-CP が、2014年10月1日付で公表されました。

Decree 91 は既に公表されている Resolution 63 の内容について詳細に記載し、いくつかの関連する税務条項を修正及び補足しています。この内容は、法人税 (CIT) における Decree 218/2013/ND-CP、付加価値税 (VAT) における Decree 209/2013/ND-CP、個人所得税 (PIT) における Decree 65/2013/ND-CP 及び、税務管理における Decree 83/2013/ND-CP に関するものです。

この Decree 91 は、2014年11月15日から適用になります。

クレジットカードで決済した海外出張の経費及び航空券などの非現金支出費用の損金算入要件に関するオフィシャルレター No. 3819/TCT-CS (2014年9月6日付) 及び No. 3997/TCT-CS (2014年9月16日付) が公表されました。

オフィシャルレター 3819 及び 3897 によると、個人のクレジットカードで決済をした 2 千万 VND 以上の海外出張時の経費及び出張目的の航空券については、書類等の諸条件を満たせば、非現金支出費用であっても CIT の計算上、損金算入項目として取り扱われることになりました。

従業員向けの健康保険及び損害保険の支払に関するオフィシャルレター No. 5732/CT-TTHT が、2014年7月21日付で公表されました。

オフィシャルレター 5732 によると、会社が従業員に対する公的保険の支払いを完了していれば、従業員向けの任意の健康保険及び損害保険については、規定に条件や等級等が明記されている場合に限り、毎月従業員一人当たり 1 百万 VND を上限として、税務上損金算入できることになりました。

DDU 条件にて商品を配送した場合の課税所得に関するオフィシャルレター No. 3846/TCT-CS が、2014年9月8日付で公表されました。

オフィシャルレター 3846 によると、DDU 条件によりベトナムに輸入される商品については、輸送費と輸入商品の対価を分けて記載しているか否かに拘らず、その合計金額に対して CIT 1% が適用されることが明らかになりました。

2014年8月25日付の Resolution 63/NQ-CP に関する税務条項を修正及び補足するための Decree 91/2014/ND-CP が、2014年10月1日付で公表されました。

2014年10月1日に、政府は Decree91 を公表していますが、これは Resolution63 の内容を詳細に規定することを目的として、いくつかの関連する税務条項を修正及び補足しています。この内容は、CIT における Decree 218/2013/ND-CP、VAT における Decree 209/2013/ND-CP、PIT における Decree 65/2013/ND-CP 及び税務管理における Decree 83/2013/ND-CP に関するものです。

1. CIT における Decree 218/2013 の修正及び補足

- ▶ インボイスや証憑書類が適切に保管されている場合に限り、従業員に直接支払われる福利厚生費については、税務上、損金算入可能であることが明らかになりました。
ただし、合計金額が課税年度における実際の平均月額給与の金額を超えてはなりません。
- ▶ 自動車産業における試乗用の車両の減価償却費は、全て損金算入可能です。
- ▶ 特別都市、第1種都市地域及び2009年の1月1日以降に指定された省の第1種都市地域における工業団地は、優遇税制適用地域に含まれます。
- ▶ 2014年1月1日以前に投資ライセンスを取得し、その後も継続している投資プロジェクトについては、その申請時の書類にその計画が明確に記載されている場合は、2014年1月1日以降も、当初の投資プロジェクトに対してCITの優遇措置を受けることができます。ただし、登録されたスケジュール通りに実際の投資が実行されていることが条件となります。（困難な状況や不可抗力により遅延している場合を除く）
- ▶ 2009年から2013年における事業拡張プロジェクト（新規機械及び設備）は、当初の投資プロジェクトにおける税制優遇措置の残存期間に渡り、引き続き税制優遇を受ける権利があります。ただし、この条項は不明確であり、いつから適用可能かであるか、2009年まで遡って適用できるかについては明らかにされていません。
- ▶ CITの優遇税制の対象地域のリストが修正され、Cao Bang, Ha Giang, Lai Chau, Son La, Khanh Hoa, 及び Kon Tum. が対象となりました。

2. VAT における Decree 209/2013 の修正及び補足

- ▶ 借主が貸主の許可を得て借入金の返済のために担保資産を売却する場合、Credit サービスに分類され、VATが免除されます。
- ▶ 分割払いの商品に対する支払いで、期日に現金以外の手段で支払いを行ったために、その支払証憑が存在しない場合の仕入VATについては、調整をする必要はありません。
- ▶ (i) 売上と仕入の相殺後において2千万VND以上、あるいは、(ii) 仕入業者一社からの一日の総仕入合計額が2千万VND以上の場合において、仕入VATを控除する際には、現金払い以外の方法で支払った際の支払証憑は、必要とされなくなりました。
- ▶ 自動車産業における試乗用の車両に対する仕入VATについては、全額控除できます。

3. PIT における Decree 65/2013 の修正及び補足

- ▶ 家賃、電気・ガス等の公共料金の支払い及び従業員が会社から得るその他のサービスについては、個人所得税の課税対象となります。しかし、経済的あるいは社会的に困難な地域や工業地域及び指定された経済区域の社宅については例外となります。
- ▶ 保険代理店、宝くじの販売人及び既に源泉徴収をされている販売業者は、確定申告をしないことができます。

4. 税務管理における Decree 83/2013 の修正及び補足

- ▶ 2年以下の大規模投資を行っている企業は、輸出品及び輸入品に対する還付を先に行い、その調査は後に実施するという制度を利用できる企業（AEOs : Authorized Economic Operators）の認定申請を、財務省に対して行うことができます。
- ▶ 四半期毎のVATの申告の申告基準が、200億VNDから500億VNDになりました。
- ▶ 会社は四半期毎に、CITの税務申告をする必要はありません。四半期毎の法人税の予定納付額を計算する場合は、前年同期の支払額もしくは四半期の実績を元に計算します。
- ▶ もし確定申告額と四半期申告額との差額が20%以上ある場合は、期末日と実際納付日までの期間について遅延利息を支払う必要があります。

上記変更は、2014年11月15日から適用になります。また、CITに関する修正については、2014年から適用になります。

クレジットカードで決済した海外出張の経費及び航空券などの非現金支出費用の損金算入要件に関するオフィシャルレターNo. 3819/TCT-CS（2014年9月6日付）及び No. 3997/TCT-CS（2014年9月16日付）が発効されました

オフィシャルレター3819及び3897によると、個人のクレジットカードで決済をした2千万VND以上の海外出張時の経費及び航空券については、以下の条件を満たせば、非現金支出費用であっても、CITの計算上、損金算入項目として取り扱われることとなりました。

1. 適正なインボイスまたは航空券、搭乗券。
2. 出張命令書または確認書。
3. 個人のクレジットカードで出張経費の支払いを認め、また会社がその経費の精算を行うことを定めた社内規定。
4. 会社が払い戻しをした際の証拠書類及びクレジットカードで支払った際の証拠書類。

上記の取り扱いにより、企業の内部管理の負担は軽減します。

従業員向けの健康保険及び損害保険の支払に関するオフィシャルレター No.5732/CT-TTHT が、2014 年 7 月 21 日付で公表されました。

オフィシャルレター5732によると、会社が従業員に対する公的保険の支払いを完了していれば、従業員向けの任意の健康保険及び損害保険については、規定に条件や等級等が明記されている場合限り、毎月従業員一人当たり1百万VNDを上限として、税務上損金算入できることになりました。

上記の規定は、地方税務署からのガイダンスにすぎませんが、任意保険の支払いが税務上、損金算入出来るという良い前例になります。

DDU 条件にて商品を配送した場合の課税所得に関するオフィシャルレターNo. 3846/TCT-CS が、2014 年 9 月 8 日付で公表されました。

オフィシャルレター3846によると、組立、試験及びメンテナンスなどの付帯サービスを伴わず、DDU 条件によりベトナムに輸入される商品については、契約書などに輸送費と輸入商品の対価を分けて記載しているか否かに拘らず、その合計金額に対してCIT 1%が課税されます。

Contact

For more information on this Tax Update or our Tax & Advisory Services of EY Vietnam please contact:

Hanoi Office

Huong Vu Partner
huong.vu@vn.ey.com

Trang Pham Partner
trang.pham@vn.ey.com

Japanese Business Service

Junichi Harada Manager
junichi.harada@vn.ey.com

Korean Business Service

Kyung Hoon Han Manager
kyung.hoon.han@vn.ey.com

Ho Chi Minh Office

Christopher Butler Partner
christopher.butler@vn.ey.com

Nhung Tran Partner
nhung.tran@vn.ey.com

Thinh Xuan Than Partner
thinh.xuan.than@vn.ey.com

Thy Thi Anh Huynh Director
thy.anh.huynh@vn.ey.com

Japanese Business Service

Takahisa Onose Director
takahisa.onose@vn.ey.com

Teppei Morita Manager
teppei.morita@vn.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transaction | Advisory

About EY

EY is a global leader in assurance, tax, transaction and advisory services. The insights and quality services we deliver help build trust and confidence in the capital markets and in economies the world over. We develop outstanding leaders who team to deliver on our promises to all of our stakeholders. In so doing, we play a critical role in building a better working world for our people, for our clients and for our communities.

EY refers to the global organization, and may refer to one or more, of the member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients. For more information about our organization, please visit ey.com.

©2014 Ernst & Young Vietnam Limited.
All Rights Reserved.

APAC No. 16000125

ED None

This material has been prepared for general informational purposes only and is not intended to be relied upon as accounting, tax, or other professional advice. Please refer to your advisors for specific advice.

ey.com